平成２２年（フ）第２０９号
北海道小樽市星野町16番21号、前住所北海道苫小牧市啓北町１丁目７番15号
債務者　大橋　節子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２１０号
北海道小樽市星野町16番21号、前住所札幌市手稲区前田８条10丁目11番11号
債務者　大橋　　聡
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２１８号
北海道小樽市入船３丁目５番18号　ライフアベニュー308号室
債務者　安川　慎吾
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１４８０号
仙台市泉区加茂５丁目28番地の１
債務者　柴崎　久子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２３号
仙台市青葉区小松島４丁目12番９号　大同ハイツ106
債務者　石黒　和則
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４６号
仙台市泉区泉ケ丘３丁目12番１号、住民票上の住所仙台市泉区上谷刈１丁目４番28―206号
債務者　鈴木　久一
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６４号
仙台市太白区西中田５丁目19番15―602号
債務者　蛭田とよ子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７４号
宮城県名取市みどり台１丁目９番地の７
債務者　引野ゆきえ
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７６号
宮城県黒川郡富谷町明石台５丁目３番地１
債務者　伏見　英明
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８１号
宮城県黒川郡大衡村大瓜字木通72番地
債務者　細川　東子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５５５号
秋田市土崎港北７丁目３番６号
債務者　石井　洋美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３号
秋田県山本郡三種町鹿渡字中沢新田66番地
債務者　見上　博孝
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３３０号
福島県伊達市霊山町下小国字若宮61番地
債務者　清野　勝彦
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３３１号
福島県伊達市霊山町下小国字若宮61番地
債務者　清野　好子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９２号
千葉市花見川区畑町857番地１　花見川ガーデンハイツ215号
債務者　織田澤祐里子（旧姓篠崎）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２８２号
千葉県船橋市前原東２丁目17番２号まりも荘103号
債務者　田久保敬子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２９０号
千葉市中央区登戸２丁目１番11号
債務者　大須賀靖子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係